

令和6年度 教育委員会 第13回定例会 議案

1 日 時 令和6年10月23日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

<非>第15号議案 令和6年度静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定 … 非

<非>第16号議案 令和7年度教職員人事異動方針 … 非

<非>第17号議案 「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「静岡県いじめ
問題対策本部」委員の委嘱 … 非

<非>第18号議案 第39回静岡県社会教育委員の委嘱 … 非

<非>第19号議案 教職員の分限処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第13回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P1
<非> 報告 事項 1	朝霧野外活動センター指定管理者選定結果	非

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 6 年度第 2 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 6 年 9 月 30 日に、今年度、第 2 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 6 年 6 月 3 日から 9 月 10 日までに実施した教育委員会事務局と県立学校等 21 所属の定期監査の報告で、教育委員会については、3 件の意見が付された。

(1) 定期監査

<意見 3 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
教育総務課	件名	障害者雇用の推進
	内容	<p>教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、障害者雇用率達成に向けたロードマップを作成するとともに、事務局事務補助といった新たな職を創出し、教員の多忙化解消とも合わせたスクール・サポート・スタッフの配置を進めるなど、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかしながら、法定雇用率達成という目標に着目すると、令和 5 年度では、法定雇用率 2.50% に対し、実雇用率 2.06%、令和 6 年 6 月 1 日現在の速報値では 2.32% と、前年度から 0.26 ポイント改善したものの、令和 6 年度から 2.7% に上げられた法定雇用率を達成するためには、さらなる雇用に向けた努力が必要です。</p> <p>自ら率先して障害者を雇用することは地方公共団体の責務であり、全国的には、令和 5 年 6 月時点ですでに 31 県が法定雇用率を達成しています。また、令和 7 年度から次期障害者活躍推進計画が始まり、さらなる雇用の推進に取り組む必要があることから、障害者雇用施策を所管する部局と連携して、予算の確保等必要な措置を実施し、早期に法定雇用率を達成するよう努めてください。</p>
教育総務課	件名	不祥事根絶に向けた取組
	内容	<p>教育委員会では、事案発覚時の初動対応フロー、過去に発生した事例を掲載した研修資料などの整備に加え、コンプライアス通信の発行、児童生徒へのアンケートの実施といった全県で</p>

	<p>の取組のほか、すべての学校で不祥事根絶取組計画が作成され、研修が実施されており、不祥事根絶に向けた取組を推進しています。</p> <p>また、教職員向け、外部・保護者向け、児童生徒向けの3種類の通報窓口を設けており、通報から事案の発覚・処分につながった事例もあります。</p> <p>しかしながら、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の令和5年度懲戒処分は、4年度と同件数の4件が発生しています。</p> <p>不祥事を起こした教職員は、禁止されている児童生徒との私的なSNSのやりとりをするなど、当事者意識の低さが考えられます。個人の資質によるところが大きいことから、臨床心理士の面談と原因分析を行った結果を不祥事根絶データベースで共有し、指導に活用していますが、この分析と共有をさらに進めること等で、同様な事件の発生の抑止につなげてください。</p> <p>教育関係者による児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、被害者を深く傷付け、教育全体への不信につながる深刻な問題です。教育委員会一丸となって、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の根絶に向けた取組をさらに推進してください。</p>
<p>教育委員会 事務局 健康体育課</p>	<p>件名 自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上</p> <p>内容</p> <p>くらし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。</p> <p>また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時のヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりました。</p> <p>そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。</p> <p>これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に</p>

	<p>考えていかなければならない課題となっています。</p> <p>一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校では、令和6年度から全学年で、自転車通学時のヘルメット着用を義務づけているところです。</p> <p>つきましては、前記条例等に基づき、くらし・環境部、教育委員会、警察本部で協力して、自転車運転マナーの向上や、自転車乗車時のヘルメット着用率が向上するよう効果的で実効性のある取組を推進してください。</p>
--	--

監査第 71 号 - 2
令和 6 年 9 月 30 日

静岡県教育委員会教育長
池 上 重 弘 様

静岡県監査委員
渡 邊 芳 文

静岡県監査委員
山 下 和 俊

静岡県監査委員
良 知 淳 行

静岡県監査委員
阿 部 卓 也

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 6 年 6 月 3 日から令和 6 年 9 月 10 日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

第1 監査の概要

令和6年6月3日から9月10日までに実施した本庁、出先機関に係る監査である。

本庁及び出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【本庁】

(1) 教育委員会事務局〔教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康体育課、社会教育課、新図書館整備課〕

ア 監査実施日 令和6年8月1日

イ 監査結果

- (ア) 行政監査 意見 ①障害者雇用の推進（教育総務課）
②不祥事根絶に向けた取組（教育総務課）
③自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上（健康体育課）

2 監査結果がない機関

【出先機関】

- (1) 静西教育事務所（監査実施日 令和6年6月18日）
- (2) 中央図書館（監査実施日 令和6年6月3日）
- (3) 総合教育センター（監査実施日 令和6年7月18日）
- (4) 焼津青少年の家（監査実施日 令和6年7月18日）
- (5) 観音山少年自然の家（監査実施日 令和6年7月18日）
- (6) 沼津東高等学校（監査実施日 令和6年7月18日）
- (7) 沼津工業高等学校（監査実施日 令和6年7月18日）
- (8) 吉原高等学校（監査実施日 令和6年7月16日）
- (9) 富士高等学校（監査実施日 令和6年6月27日）
- (10) 清水南高等学校（監査実施日 令和6年7月22日）
- (11) 駿河総合高等学校（監査実施日 令和6年9月10日）
- (12) 焼津水産高等学校（監査実施日 令和6年7月18日）
- (13) 袋井商業高等学校（監査実施日 令和6年7月18日）
- (14) 浜松湖東高等学校（監査実施日 令和6年7月4日）

- (15) 浜松湖南高等学校（監査実施日 令和6年8月29日）
- (16) 浜松視覚特別支援学校（監査実施日 令和6年7月18日）
- (17) 沼津聴覚特別支援学校（監査実施日 令和6年7月18日）
- (18) 浜松聴覚特別支援学校（監査実施日 令和6年6月12日）
- (19) 西部特別支援学校（監査実施日 令和6年7月18日）
- (20) 清水南高等学校中等部（監査実施日 令和6年7月18日）

(別表) 監査結果の概要

【本庁】

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名 障害者雇用の推進	<p>教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、障害者雇用率達成に向けたロードマップを作成するとともに、事務局事務補助といった新たな職を創出し、教員の多忙化解消とも合わせたスクール・サポート・スタッフの配置を進めるなど、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかしながら、法定雇用率達成という目標に着目すると、令和5年度では、法定雇用率2.50%に対し、実雇用率2.06%、令和6年6月1日現在の速報値では2.32%と、前年度から0.26ポイント改善したものの、令和6年度から2.7%に上げられた法定雇用率を達成するためには、さらなる雇用に向けた努力が必要です。</p> <p>自ら率先して障害者を雇用することは地方公共団体の責務であり、全国的には、令和5年6月時点ですでに31県が法定雇用率を達成しています。また、令和7年度から次期障害者活躍推進計画が始まり、さらなる雇用の推進に取り組む必要があることから、障害者雇用施策を所管する部局と連携して、予算の確保等必要な措置を実施し、早期に法定雇用率を達成するよう努めてください。</p>
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名 不祥事根絶に向けた取組	<p>教育委員会では、事案発覚時の初動対応フロー、過去に発生した事例を掲載した研修資料などの整備に加え、コンプライアンス通信の発行、児童生徒へのアンケートの実施といった全県での取組のほか、すべての学校で不祥事根絶取組計画が作成され、研修が実施されており、不祥事根絶に向けた取組を推進しています。</p> <p>また、教職員向け、外部・保護者向け、児童生徒向けの3種類の通報窓口を設けており、通報から事案の発覚・処分につながった事例もあります。</p>

		<p>しかしながら、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の令和5年度懲戒処分は、4年度と同件数の4件が発生しています。</p> <p>不祥事を起こした教職員は、禁止されている児童生徒との私的なSNSのやりとりをするなど、当事者意識の低さが考えられます。個人の資質によるところが大きいことから、臨床心理士の面談と原因分析を行った結果を不祥事根絶データベースで共有し、指導に活用していますが、この分析と共有をさらに進めること等で、同様な事件の発生の抑止につなげてください。</p> <p>教育関係者による児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、被害者を深く傷付け、教育全体への不信につながる深刻な問題です。教育委員会一丸となって、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の根絶に向けた取組をさらに推進してください。</p>				
<p>教育委員会事務局 健康体育課</p>	<p>意見</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="486 967 571 1003"> <p>件名</p> </td> <td data-bbox="571 967 1358 1003"> <p>自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1003 571 1906"> <p>内容</p> </td> <td data-bbox="571 1003 1358 1906"> <p>くらし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。</p> <p>また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時のヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりました。</p> <p>そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。</p> <p>これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に考えていかなければならない課題となっています。</p> <p>一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校で</p> </td> </tr> </table>	<p>件名</p>	<p>自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上</p>	<p>内容</p>	<p>くらし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。</p> <p>また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時のヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりました。</p> <p>そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。</p> <p>これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に考えていかなければならない課題となっています。</p> <p>一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校で</p>
<p>件名</p>	<p>自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上</p>					
<p>内容</p>	<p>くらし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。</p> <p>また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時のヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりました。</p> <p>そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。</p> <p>これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に考えていかなければならない課題となっています。</p> <p>一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校で</p>					

		<p>は、令和6年度から全学年で、自転車通学時のヘルメット着用を義務づけているところです。</p> <p>つきましては、前記条例等に基づき、くらし・環境部、教育委員会、警察本部で協力して、自転車運転マナーの向上や、自転車乗車時のヘルメット着用率が向上するよう効果的で実効性のある取組を推進してください。</p>
--	--	---